

鹿児島市明るい選挙推進協議会規約

(目的)

第1条 この会は、市民の政治意識の向上を図り、投票参加ときれいな選挙を呼びかける選挙啓発と明るい選挙運動に努め、健全な民主主義の発展に寄与することを目的とします。

(名称)

第2条 この会は、鹿児島市明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）といたします。

(事業)

第3条 この協議会は、第1条の目的を達成するために鹿児島市選挙管理委員会と提携し、諸団体と協力しながら次の事業を行います。

- (1) 市民の政治意識向上のための活動
- (2) 投票参加や明るい選挙推進のための啓発活動
- (3) 明るい選挙推進のための学習会等への参加
- (4) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 この協議会は、委員で組織します。

- 2 委員は協議会の目的に賛同する団体の代表及び個人とします。

(役員)

第5条 この協議会に次の役員を置きます。

会 長	1 人
副 会 長	2 人
運営委員	若干名

- 2 会長は、委員の中から互選によって選任し、副会長は、会長が協議会の同意を得て委員の中から選任し、運営委員は、会長及び副会長が委員の中から選任します。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理します。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が事故のときは、その職務を代理します。
- 5 運営委員は、役員会に出席し、協議会の運営に参画します。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とします。ただし、後任者が選任されるまでは在任します。

- 2 第4条第2項に定める団体の代表者がかわったときは、後任者の任期は前任者の残任期間とします。
- 3 役員は再任されることができます。

(会議)

第7条 会議は、総会及び役員会とし、会長が招集します。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決します。
- 3 会議の議長は会長とします。

(総会)

第8条 次の事項は、総会の議決を必要とします。

- (1) 規約の改正
- (2) 推進運動の基本方針に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) その他、必要な事項

(役員会)

第9条 役員会は、会長、副会長及び運営委員をもって構成し、次の事項を協議します。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 第3条に掲げる事項の企画及び実施
- (3) 総会を招集する暇がないと認めた緊急事項

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、鹿児島市選挙管理委員会事務局内におき、協議会に関する事務を処理します。

2 事務局長には鹿児島市選挙管理委員会事務局長を、次長には同委員会事務局管理啓発係長を、書記には同委員会の職員をもってあてます。

(経費)

第11条 協議会の経費は、鹿児島市選挙管理委員会の事業費をもってあてます。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定めます。

付 則

この規約は、昭和42年10月11日から施行します。

付 則

この規約は、昭和46年6月7日から施行します。

付 則

この規約は、昭和47年3月13日から施行します。

付 則

この規約は、昭和49年5月29日から施行します。

付 則

この規約は、昭和63年5月27日から施行します。

付 則

この規約は、平成14年6月21日から施行します。

付 則

この規約は、令和2年6月1日から施行します。